

情報通信審議会 情報通信技術分科会

電波利用環境委員会 CISPR F 作業班(第 31 回)

議事要旨

1 開催日時：令和 8 年 7 月 28 日（火）13:30～15:00

2 開催場所：Web 会議開催 (Cisco Webex)

3 出席者（敬称略）

【構成員】山下主任 (JET)、高岡主任代理 (日本照明工業会)、井上構成員 (東陽 EMC)、大武構成員 (日本照明工業会)、小林構成員 (NTT-AT)、中野構成員 (JEMA)、永野構成員 (ARIB)、高橋構成員 (NHK)、平伴構成員 (KEC)、前川構成員 (ダイキン)、三塚構成員 (TELEC)

【事務局】総務省：加藤電波監視官、中村電磁障害係長(記)、内田官

4 議事概要

(1) CISPR F 小委員会 WG 等 国際会議審議結果

WG1 の審議結果について、前川構成員より資料 31-1 に基づき説明が行われた。特に補足・質疑応答は無かった。

(2) CISPR F 小委員会 ハンブルク会議 対処方針(案)について

CISPR F 小委員会 総会の対処方針案について、山下主任より資料 31-2-1 に基づき説明が行われた。特に補足・質疑応答は無かった。

次に、WG1 対処方針案について、前川構成員より資料資料 31-2-2 に基づき説明が行われた。補足・質疑応答は以下のとおり。

井上構成員：資料の審議項目 3 の活動していないエキスパートメンバーの登録解除を要請することについて、どのような基準で判断されるのか。

前川構成員：WG 参加者の出席状況から判断する傾向にある。判断基準は各委員会/WG にもよるが活動状況を確認して、該当者がいればワーキンググループのセクレタリー等から解除してほしいという依頼の連絡をする場合がある。ただし強制力はなく、要請となる。

次に、WG2 対処方針案について、高岡主任代理より資料資料 31-2-3 に基づき説明が行われた。補足・質疑応答は以下のとおり。

前川構成員：電流プローブ測定法に関する ISH 文書（インタープリテーションシート）の内容は、CISPR 15 の改正のタイミングで採用されるのか。

高岡主任代理：通常の IEC 文書であれば次のメンテナンスの時に採用されるが、電流プローブ測定法に関しては、A 小委員会で 16-2-1 の改正後に採用されることが確認されている。

(3) 電波利用環境委員会 報告(案)について

電波利用環境委員会報告案について、山下主任より資料 31-3-1 及び資料 31-3-2 に基づき説明が行われた。補足・質疑応答は以下のとおり。

(資料 31-3-1 について)

前川構成員：CISPR 14-3 は、住宅環境では使用しない大型家電を対象とし、クラス A 許容値として審議を進めているところ、CISPR14-1 の許容値と矛盾が生じないように、必要に応じて対処する必要がある。

山下主任：CISPR 14-3 は CD 文書が回付されたばかりで、作業班としての意見がまとまっていない段階である。審議票で検討した結果をもって、会議で適切に対処していきたい。

(資料 31-3-2 について)

平伴構成員：APD に関して、「国内では本報告では技術的な検討が不十分との意見」とあるが、内容はどのようなものか。

山下主任：過去に我が国から提出したコメント（APD の許容値が CISPR 32 の提案では 10^{-5} であるところ、 10^{-3} 又は 10^{-2} に変更することへの技術的根拠の要求）への対応を指すものである。

井上構成員：CISPR 14-1 の対処方針の中で無線機能を持つ機器の試験に関して、「米国 FCC 受験」という表現が適切でないように思われる。

山下主任：表現を修正する。

(4) CISPR F 小委員会 ハンブルク会議 参加者(案)について

参加者案について、山下主任より、資料 31-4 に基づき説明が行われた。特段の異議は無く、承認された。また、山下主任及び高岡主任代理から CISPR 総会への参加希望が伝えられた。

(5) その他

資料 31-3-1、資料 31-3-2 及び資料 31-4 を、8 月 19 日(水)に開催される電波利用環境委員会(第 68 回)で報告する。

次回作業班については、事務局より別途連絡する。

以上